

東京大学 大学院新領域創成科学研究科 人間環境学専攻 助教公募

1. 採用人員

東京大学 大学院新領域創成科学研究科

人間環境学専攻 人工環境学講座（マルチシナリオシミュレーション環境学分野） 助教 1名

2. 公募の主旨・求める人材像

人間環境学専攻の研究・教育の目標は、革新的なものづくりを通じた人間と環境の融合、超高齢社会における技術的課題の解決と低炭素社会の実現である。このうち、人工環境学講座（マルチシナリオシミュレーション環境学分野）では、高性能物理シミュレーションに基づく工学的コスト評価、人工物創出が循環型社会の形成に与える影響予測、などの研究・教育を推進している。

本分野の助教ポストでは、①大規模複雑系人工物シミュレーションのための数理、②高性能計算機利用技術、③機械学習や人工知能を援用した計算科学アルゴリズム、などの HPC(*)基盤を高度化し、従来の工学的な価値（製造コスト削減、安全性向上など）にとどまらず、ひと・環境・社会との関わりに配慮した多様な価値（ひとの満足度、環境インパクトなど）の定量化を目指したシミュレーション新分野の開拓に寄与できる若手人材を期待する。

(*) High-Performance Computing

3. 応募資格：

- (1) 博士の学位を有し、前項に記載の専門分野において独創的な研究実績と構想を有すること
- (2) 大学院および学部における教育と研究指導の補助業務に強い意欲を持つこと
- (3) 研究・教育・管理業務に支障がない程度の日本語能力を有すること
- (4) 他の教員と協力し、人間環境学専攻の組織運営に積極的に参画する意欲があること

4. 採用条件

- (1) 着任時期：2023年4月1日
- (2) 就業場所：東京大学柏キャンパス
- (3) 任用期間：任期5年、再任なし
- (4) 試用期間：採用された日から6か月間
- (5) 就業時間：専門業務型裁量労働制により1日7時間45分勤務したものとみなされる
- (6) 休日：土・日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)
- (7) 休暇：年次有給休暇、特別休暇等
- (8) 給与：学歴・職務経験等を考慮し決定、諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則月額55,000円まで）の他、本学の定めるところによる
- (9) 加入保険：文部科学省共済組合、雇用保険に加入

5. 提出書類等：

- (1) 履歴書（東京大学統一様式 <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html> による）
- (2) 研究業績リスト（査読のしっかりしたジャーナル論文、学術講演会報文（日・英）、解説・総説、著書等のリスト、共著者はすべて記入）
- (3) 主要論文別刷り（3編以内）

(4) これまでの研究教育活動 ①研究活動実績（主な研究内容、学会活動、研究資金獲得実績、受賞等）、②研究に対する構想、③教育に対する抱負（①～③あわせて A4 用紙 3 ページ以内、自由形式）

(5) 参考意見を伺える方（2 名以内）の氏名・所属・連絡先

6. 公募期限：2022 年（令和 4 年）12 月 12 日(月) 12 時(正午) 必着

7. 提出書類送付先

提出方法：「5. 提出書類等」の書類一式を、パスワードをつけて e-mail で下記の「8. 問い合わせ先」に送付してください。2～3 日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせください。

8. 問い合わせ先

東京大学 大学院新領域創成科学研究科 人間環境学専攻・専攻長 陳昱宛

電話：04-7136-4603

E-mail: chen[at]edu.k.u-tokyo.ac.jp

メールによる問い合わせは、[at]を@に変えてお送り下さい。なお、メールタイトルは「人間環境学専攻助教募集の件」としてください。

9. 募集者名称

国立大学法人東京大学

10. 受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

11. 選考スケジュール

書類選考ののち、若干名の候補者について面接を実施します。公募書類提出の締め切り後にメールまたは電話で結果を通知し、対面（状況によってはオンライン）にて面接を行います（対面の場合、旅費は自己負担となります）。面接においては、これまでの研究・教育経験と抱負等を発表していただきます。詳細については、候補者にお伝えします。

12. その他

取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。また、「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。

採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

以上